

# オーバル社会保険労務士法人だより

オーバル社会保険労務士法人 札幌市商工事務センター協同組合  
札幌市中央区南1条西6丁目21-1 センチュリーヒルズ5F

#8  
2025.1.20 発行

## 【TOPIX】 育児・介護休業法が改正となります

4月から改正育児・介護休業法が施行されます。  
詳しくは2ページ目（裏面）をご覧ください

## 【健康保険】 健康保険証の発行が終了となりました

健康保険証の新規発行が終了となりました

## 【札幌圏】 公共交通機関の運賃改定について

交通費の改定および社会保険・月額変更届について



## ● 育児・介護休業法が改正となります ～令和7年4月1日より、段階的に施行されます～

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。

⇒2ページ目（裏面）に概要をまとめておりますので、ご確認ください。



## ● 健康保険証の発行が終了となりました

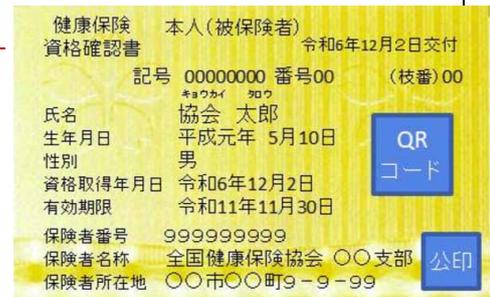
既に報道や個別に届いております「資格情報のお知らせ」などでもご存知のことと思いますが、令和6年12月2日以降は、これまでの青い健康保険証は発行されず、マイナ保険証が基本となっております。

マイナ保険証（マイナンバーカード）をお持ちでない場合は、以下のいずれかをご利用いただけます。

- 現在の青い健康保険証（有効期限：最大令和7年12月1日まで）
- 資格確認書（健康保険証に似た、黄色いカードです）  
※資格確認書には5年程度の有効期限があります

◆◆この黄色い資格確認書は、下記の場合に発行されます◆◆

- ① 新たに取得手続や扶養追加手続をする際、発行を希望した方
- ② マイナンバーカードを持っているが、保険証の機能を解除した方
- ③ 健康保険証またはマイナンバーカード（マイナ保険証）を紛失した方
- ④ 在職中で、健康保険証は持っているがマイナンバーカードを所持していない方  
※④は令和7年12月2日以降のお取り扱いです



弊社にて取得申請手続・扶養追加手続を行う際は、基本的には皆様「資格確認書の発行あり」としてりますが、資格確認書が不要であるという方がいらっしゃる場合は、お知らせいただければ「発行不要」として申請を行います。

## ● 札幌圏 公共交通機関の運賃改定について



令和6年12月より札幌市内のバス・市電が運賃改定となり、令和7年4月よりJR北海道でも運賃改定となります。これに伴い、従業員の通勤手当について変更が必要となる場合があります。通勤手当の変更が生じる場合には、社会保険の月額変更の対象となる可能性がありますので、金額変更の有無をご確認いただき、必要に応じてご連絡ください。



# ● 育児・介護休業法改正 (令和7年4月1日より、段階的に施行されます)

まずは4月からの改正内容をまとめております。「！」の内容は事業主の義務として定められていますので、ご確認ください。

【育児休業】	改正内容	施行前	施行後
子の看護休暇 ⇒「子の看護等休暇」に 名称も変更となります	(1)対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
	(2)取得事由の拡大	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断 ③ 感染症に伴う学級閉鎖等 ④ 入園(入学)式、卒園式
！ 所定外労働の制限 ● (残業免除)の対象拡大	請求可能となる労働者の範囲	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者
！ 育児休業取得状況の ● 公表義務適用拡大	公表義務の対象となる 企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業
短時間勤務制度の 代替措置にテレワーク追加 ※子が3歳未満	代替措置のメニューを追加 ※労使協定を締結する	<代替措置> ① 育児休業に関する制度に 準ずる措置 ② 始業時刻の変更等	<代替措置> ① 育児休業に関する制度に 準ずる措置 ② 始業時刻の変更等 ③ テレワーク
<b>NEW</b> 育児のためのテレワーク導入	3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずる(努力義務化)		



【介護休業】	改正内容	施行前	施行後
介護休業を取得できる 労働者の要件緩和	労使協定による継続雇用期間 6ヵ月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ② 継続雇用期間6ヵ月未満	<除外できる労働者> ① 週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
<b>NEW</b> ！ 介護離職防止のための ● 雇用環境整備	介護休業等の申出が円滑に 行われるよう、右のいずれかの 措置を講じる	介護休業・介護両立支援制度等に関する ① 研修の実施 ② 相談体制の整備(相談窓口設置) ③ 制度利用事例の収集・提供 ④ 制度利用促進に関する方針の周知	
<b>NEW</b> ！ 介護離職防止のための ● 個別の周知・意向確認など	(1) 介護に直面した旨の申出 をした労働者に対する、 個別の周知・意向確認	<周知事項> ① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③ 介護休業給付金に関すること <個別周知・意向確認の方法> ① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール のいずれか	
	介護に直面する前の、 早い段階での情報提供 (40歳等)	<情報提供期間> ① 労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ② 労働者が40歳に達する日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか <情報提供事項> ① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③ 介護休業給付金に関すること <情報提供の方法> ① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール のいずれか	
介護のためのテレワーク導入	要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずる(努力義務化)		

## ■ 請求書発行停止のお知らせ ■

このたび、口座振替を願っておりますお客様への定額の月額報酬分ご請求書の発行を停止させていただくことと致しました。

誠に勝手ではございますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。※請求書の発行を希望されるお客様につきましては引き続き発行いたしますので、お申し出ください。

オーバル社会保険労務士法人  
ホームページもご覧ください！  
URL <https://oval-sr.com/>



◆新しい年が始まりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。我が家では、年末年始に家族全員が体調を崩し、病院通いが続く少々慌ただしいお正月となりました。寒さが一層厳しくなり、インフルエンザや風邪が流行りやすく健康管理が難しい季節ですが、皆様も手洗いとうがいをしっかりと行い、暖かくしてお過ごしください。今年も皆様に信頼される事務所としてお役に立てるよう、スタッフ一同努力してまいります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。(大島)

